定西法師琉球物語　全

外波

猿物語

山田仁左衛門記事

【史料カード】

SEQ番号	0290
所蔵元別分類番	伊波普猷文庫
史料番号	092.9 Te27
標題	定西法師・琉球物語
年代	
西暦	
形態及び数量	1
作成者	山口仁左衛門（筆者）
宛名	
リール番号	
コマ番号	
注記	
特記事項	

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

琉大圖書館

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

琉球大学図書館

此書元四年庚子ノ秋ノ頃ノ藏書ノ目録ニ載セラレタル物故ノ後府中ニ秘蔵シ置キ其中ヨリ一部ノ抜書ヲ賜ハリタル者ニ付テハ其中ヨリ抜書ノ為ニ一部ノ抜書ヲ賜ハリタル者ニ付テハ故ノ如ク秘蔵シ置キ子孫ニ伝ヘシメ度事

夫人ノ藏ニ係ル所物故ノ後府中ニ秘蔵シ置キ子孫ニ伝ヘシメ度事

此書ハ文政年間ノ頃ノ藏書ノ目録ニ載セラレタル物故ノ後府中ニ秘蔵シ置キ子孫ニ伝ヘシメ度事

黒川真頼蔵書

黒川真頼蔵書

黒川真頼蔵書

黒川真頼

定西法師流球物語

天和年中武州江戸に定西と云へる僧ありけり其年七十八にして出家の身なれ共一時を入るるに成る年二度の抜渡りに成りて其年暑さ

の門に立て行るに付定西に来て乞ふて我を乞ふ者に成定西

ハ答ふ其の通ハ法師の道ハ物ハ中

なるに付て乞ふ者ハ定西ハ人命の代

ハ定西に成て行と同て法師ハ定西に成て

同じ事に成て人と家富ハ成て

[illegible]
[illegible]
人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
ある我本国ニ石見先生[illegible]
[illegible]
[illegible]二十[illegible]

商人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
父母の[illegible]
[illegible]商人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
甲斐[illegible]
[illegible]

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

気をも用ゐ又けるまゝ流しの族の宮王薩摩へ動し康
児島に至り直に所の許を尋ぬ則彼れ法眼を人にしての文を送る
くの中を述べれは法眼の人に又來きを人にし人の手の母に[illegible]
其年は[illegible]ぬ所の[illegible]其之又[illegible]人則我か家に在りて
留しおかれ明に書を[illegible]起き唐書を待て唐を待
[illegible]文字を[illegible]其み[illegible]法眼に若き
[illegible]志に近い[illegible]かる一の[illegible]に志
之人か康児島[illegible]七八里を[illegible]其許に法眼を迎
其事を我其人と[illegible]則ち比志島[illegible]一禮[illegible]
我[illegible]九年[illegible]の比日中に[illegible]十日
帰りて[illegible]人[illegible]かれは[illegible]今に[illegible]
なり法眼[illegible]出[illegible]四人を足の書[illegible]
[illegible]人を[illegible]けれと[illegible]日中[illegible]

却て帰を用ゐ旅[illegible]家に[illegible]て法眼一[illegible]人に一房[illegible]
[illegible]夜康児島に帰しけり翌[illegible]比志島[illegible]黄金を[illegible]
法眼の許に來り我[illegible]に漢字[illegible]
[illegible]十夜[illegible]我法眼に[illegible]の日中の[illegible]
[illegible]是は船中[illegible]十[illegible]
筆を[illegible]法眼[illegible]
[illegible]至[illegible]葉を夜中[illegible]
法眼[illegible]其年の[illegible]琉球[illegible]
海流琉国[illegible]我琉球人[illegible]
[illegible]人[illegible]貴[illegible]易の[illegible]
任文[illegible]遣羅の[illegible]
[illegible]十[illegible]年[illegible]有
の[illegible]琉球[illegible]康児島[illegible]

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

おかつり徳志貴王子と云ふ人の事之唐人に逼留二月十七日
日に死[illegible]清眼の[illegible]文清眼の[illegible]
[illegible]の時清眼[illegible]王子[illegible]
者と[illegible]国へ[illegible]
[illegible]王子[illegible]安[illegible]
主[illegible]流[illegible]人[illegible]
使者[illegible]の[illegible]流球人[illegible]
[illegible]
又十日人[illegible]王子の[illegible]国[illegible]
[illegible]の[illegible]十二[illegible]日中[illegible]
の医師[illegible]
又[illegible]日中の[illegible]
[illegible]王子[illegible]清眼[illegible]

取[illegible]の[illegible]
[illegible]流球人[illegible]流球[illegible]
[illegible]の酒[illegible]日本人[illegible]
[illegible]日本町[illegible]
[illegible]王子[illegible]日本の[illegible]
[illegible]の者中国の[illegible]大坂[illegible]関東[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]都[illegible]日本人の[illegible]
[illegible]十四[illegible]
の[illegible]貴方[illegible]都[illegible]
[illegible]
[illegible]馬[illegible]十里[illegible]
[illegible]の[illegible]者[illegible]

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

有し若て多病に志りけれハさかりけれハ此日后宮の内にさらして
皆かなしきのみにてさらに后たちの御国にもやからんとする事て
殊に夜ハ御心都に乞て王子の稚きをもりハ野面しの内にあれハいくさを
百人余りの者此すし后宮の御中をたすけ給ひけれハ年月も過
あまたも経ぬるものゝ上座人の医師療治をなしけれハ給ひて
下国の女の御中たておこしの十かしも含しけるよしを奉りて療治
となれハ急ぎて十ホを延まての事とまやの十ホを給ハれなとの
の上或時ハ世のあれまして汁ホを奉りしもかしこき医師
とものゝ法の人もなんものゝうちたいて后上せんとえての
日本に帰り給ハんとのしてまづ御方の御中の御事なし
其流れをしよしく人さかりて汁ホを奉りて人にえ十す
いかに勅命そうを成してしのまする十ホの御ねに細きをうけて
かれハ三十ホの事ありの事のうしとかくさし二日ハ直にえとの給ふ人あまて

お渡有しゆへ帝殿の在すには則此后の父と父君のもとへ
后の御悩すさまかなりし日本人に乞て十ホを給ふさりし有りし
ことよりを聞てのもとハ王子を伴ひての事やきハ猶とかくまよひ
帰りて伴ふもの御道ニ三里て帰りて又ほか去国の人にて人参
をしもし返す王子の事おもての十ホのすてハ献国ホ返し
何かハ若しかるへく后の御命ホの御返しも事になんなき故に年々を
との勅旋ホするハ父にかゝまれたりなりきに来図とへつますかゝ
日本の紫宸殿しかしいてかれこりのしの紫宸の事さるるてよりて湯を
御ホを申ししを紫宸一かなかく代ハりてみかくなきおしれなりかハ
若君帝中にもいつる時の細く流れハ男ホするホ日本の内の日本
の都へ帰りて有てりてよりなりかしまて紫宸ホえゝ人に水さき桜と
うつしきましを見て古き葉中后より十ホえそれかし涼しく令しも陸に
大和中よ内中よ城中ハさのみ大かとあらすす后位ともとるまて二所よう

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

及なるのまいこうて来てしてとうとうんい後に活計をもとうんい日
本所に帰りをはるうんと思て下帰町の人家こうて渡山表はをもと
ひたりこて行きこうんとうり牛中ふ和泉の堺のをもこ所にけるる
無中ふるいはいるとけ人をの勅宣とうれたるい此源遠度の
世界一の舟一艘ト法をもこ者をの人をを集て貴二方ふ上下を
行を渡るき利をれるう人我等を伊達をうて人をめ下の商てはると
人の者るたるのの上をうんとをいもけう一度すとて学すして都ふ
ふを付王よときむ物渡のはいふ我者のはれかるてかるうき
はを人をををり利勅宣をれ支をてくいかき実加之我者をう
度渡ふうんをるとを法眼の名号をうを家ふかる我い此源遠
の我一艘ト支て渡はをうんをるり此をを二月に渡れて
のんとをい王子をるる乱をこ苦一品家とれ分の是い事のかる
海を此国時ふて世方他国の人を見をう度へ渡はるるの上今此い

此て只修の者ををうて白浦をまいたるこ行人をて方
ふかう代も修の者ををうたるをを法度をあたのるあん
中出をこうんり我等をる賊度度をこ代んをるさ利欲かを
うす又渡ををす仮人をの商賣い勅宣をくうを我行人をを綸言
行のをこをこをれ我后宮ふ月芸をを一付をを此国の法度
を綸言流球人の姿をめ一うい他国の者ををかる一下渡此をる
下きをを思のをを行付ををを度別を帰ををんを法眼をを我て度
流ををうんと修行ををくをんの上をを知をを先二国宮人
此貢を渡をををいをんをを中渡法度毎を渡を国人后の
父をの日渡をを下王一ををををり先后の伊服を此国の聖のをを
にの下一日本人をををを此国の他をを言ををををうんをを
をを我此渡をを見をを渡流球人をををを下を渡へ渡
日本に帰をををををうんを国に帰をを度へ渡人で我思

[illegible]中に[illegible]

[illegible]

[illegible]王[illegible]

[illegible]

[illegible]女て一人[illegible]男女十人[illegible]百[illegible]

[illegible]

[illegible]食[illegible]の中の[illegible]一[illegible]一日[illegible]

[illegible]男女[illegible]

[illegible]日[illegible]

[illegible]

[illegible]の九月の末[illegible]

[illegible]一人[illegible]夜[illegible]八日[illegible]

[illegible]

[illegible]十日[illegible]の人の[illegible]

[illegible]

[illegible]町[illegible]

[illegible]

[illegible]

大[illegible]

西門[illegible]一日[illegible]十里[illegible]

[illegible]

[illegible]人[illegible]人の[illegible]

[illegible]

[illegible]夜[illegible]

[illegible]人[illegible]

[illegible]人[illegible]

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

人に異国より渡りたる書物を読ませ玉ふを聞て〔?〕の部
の経を読ましめられ[illegible]
めさ[illegible]様の[illegible]大清の書を[illegible]を[illegible]ると[illegible]十巻へハ人か[illegible]
いの注るやう人を[illegible]十[illegible]我文書なれハ書を
と[illegible]書[illegible]あの文を書[illegible]一番[illegible]
天平の頃[illegible]二[illegible]九[illegible]
二の[illegible]王の[illegible]の[illegible]
[illegible]の石を[illegible]
[illegible]音[illegible]
[illegible]清国の[illegible]
[illegible]両[illegible]人[illegible]
[illegible]部[illegible]
の[illegible]十山[illegible]

諸禅師福建道の[illegible]日本[illegible]
と[illegible]出[illegible]書[illegible]
大気[illegible]風十[illegible]日[illegible]琉球[illegible]日本[illegible]
[illegible]商船[illegible]
清明の[illegible]
父母[illegible]十[illegible]日[illegible]人[illegible]
[illegible]琉球人[illegible]一人[illegible]
琉球[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]日本[illegible]女[illegible]
[illegible]文[illegible]国の[illegible]日本[illegible]女[illegible]
[illegible]日本[illegible]

りんいきんとおりてとくなる中と見（かりしと旦（ふそなきまた
既年又三年間ハ流球まで薩摩（法度ものの付法服（ハ
ものと帰朝流球と仰られてのもんとまりしれ迄すま二年も
まとしまき付ハ三ヶ年と云ふ三年又酒迄法度ハ家ハ
法れす人とも集す流球（同船して流ハ行事も所の作と
ま（はんハけぬる付ハ　まりはたく成又三年間の法度薩
摩（ハ法服の法（一度紅なる度より歌きハ法服
使者ハ法れるハヤマトカナノメハ父母妻の内今度見度事を
歌き作る服をのんを又医者ハ家ハ中をい（ハ国官と王
子も法ハ医者ハ叶ハとふいたれるとハ中ハ事ハ
今と立ハ法ハ又ハ又ハ明年薩摩ハの紅の度ハ法服ハ力ナ
ノメハ父ハのまをおりしてやまの所ハ母ハ人かるハ心紅ハ用
ものハ法ハ十作と王のまと（ハたくまれうまを命ハ

二度目ハ（ハ文合紅の度ハはるハ文をてしまと歌ハ法ハ
見ハれハうれハされ物ハ作（ハ舟を度ハ海船ハ法ハ流球ハ
ハ事物を有ハ元ハ家内のお法服ハ三ハ法ハ紅ハ
ハ命ハ法ハも又事ハ法ハ流球（ハ法ハ作ハの付流球ハ
ハ法ハ物ハ明の元（年国行ハ法ハ三ハ（ハ方一海金ハ
年貴用ハ流球ハ三ハ力年ハ薩摩ハ法服ハ作（ハ
法ハのまを紅ハ法ハ法ハ法ハ迎感ハ法ハ
ハ石ハ作ハ父母迎者ハ法ハの法ハ法ハ法ハ五年ハ
事ハ法ハ五ハ安慶（ハ二ハの教ハ南（ハ事ハ選ハ法ハ
ハ人ハ法ハ法ハ法ハ国ハ作ハ教ハ大ハ法ハ南ハ法ハ
ハ安ハ事ハ力ハ大国秀ハ法ハ他界ハ法ハ後国ハ原ハ作ハ事
當作ハ代ハ和ハ見国の代ハ文ハ大ハ久保ハ十ハ薩摩ハ後ハ石ハ法ハ法ハ人（ハ
ハの石ハ別ハ浦山ハ出ハ不ハ作ハ事ハ法ハ作ハ十ハ付ハ紅ハ国の事ハ内ハ去

りんは迫ゆめ浪山のうちおそ走四拾人の浪人を指て十二年まで
ものの石つぶてを押てさしぬきあるいてきるあるいは俗住合
と称ちいは安宅をもちうるうまきをもちいはれんうちし
国のうちも山のうちも大きに秩序せたり長府流儀にて武力
元のごとく不立ならぬ人ひとりとも重宝とめて南蛮より
金銀得ます大なる者第一浪人金銀ハ金下ものさんたしは是ハて
地はなるめ印ハ百金長ハ一階印ハ家具三十人分相伝
秘法流ものの浪山ハ浪国の豪傑代々集ものれ主を
如の船にて新ものを求ものを人四十人相伝ものを浪ものを
ものの中変ものを流儀のものを伝ものを大なる若耶郡
言葉にて日本一の通路を止の清者船を乗ものを豪傑の五百
家久之流儀をもて文七の被り王をる元部をも捨ものを降伏ものて
寛安十四年ハ後府江戸へ石見ものひめ長府秋大伝ものを

失ものんは琉球人地獄ものを伝ものを見ものをうちものを人ものをものを
あるものをものを被ものをものをものを人ものを琉ものを伝ものを
の物伝ものを伝ものをものを王ものを流ものを伝ものを
清見寺ものを西流れのものを琉球坂のものを石塔ハ
なくものをものの浪ハ十年ものを長ものをものを江ものを
流ものを後ものをものを成ものをものを中ものを長ものを伝ものを
浪山ものを代ものんは日本国の惣代ものをものをものをものを
世ものを百人中要ものをものを伝ものを人ものをものを
ものを騎ものを民百姓ものを人ものをものを
ものを中ものを伝ものを石ものを浪ものをものを人ものを
ものを伝ものを執ものを長ものを道ものを
ものを伝ものを石ものを六ものを西ものを伝ものを成ものを
ものを伝ものを責ものを道ものを後ものを

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

妻に鬼と思[illegible]の[illegible]を[illegible]

[illegible]

[illegible]鬼[illegible]足を[illegible]二[illegible]

妻の中[illegible]中の妻の[illegible]と思[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]夜の[illegible]

[illegible]の事[illegible]頭[illegible]大の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]一[illegible]

[illegible]一[illegible]人と思[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]一[illegible]日[illegible]の[illegible]

今[illegible]の世界に一人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]一[illegible]

[illegible]の[illegible]出家[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

執着のあるを布施する人々に入あまいらせし人は師のなしあるを
求めて世の国の師に年出し又かはものあるのあれは顕兼れ
すめり再犯あるまへかあるもぬしかり又て関東は善知識の詞の
ありしを書しかれは仏を聞ては乞食かくものかは雲居寺の
南勤に到て一人の乳少ありけりかの居易年五つ外ともとも退て
国の事しけれも京の学のかの力にし日比の罪障を除めそうへける
けりするお服ありの法要ありてつかへ侍りし常の浄名かれい重て見たる
あわれし中へ居易は法の要ありつかへ侍りしてお一日出家
の功徳は定妙年の成経頗羅婆丈人今は
諸なかし世間の業をはなしくるまぬかれたる人々又命を
白かれ侍りけるを国を流されし後夜の法をまほさりけれる
尚すあるの年後かれのの文字法師の法話
しふらししいし国へは仏の恵あるまじ下待りし市の中は志ほ侍めると

あのへりかうれかり諸方の人々二十五年古き物語なる事
ろ侍れは一年おかし年をかへかはかり出しき法徳師の
又人か寺しらへき日かりあらしかなれとも今はおきてかむし
諸おわりぬれは筆をとめ侍いまさまししまことし侍る
みえ侍れとも老の物忘かにしもし年劣えたるかきるなり

正徳二年壬辰五月下旬書之

日下部宗衛

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

白樫物語

百とせ年の昔なりけるとや相模の國に住ける人西の國に事をきわめ海路をこのみ行ゆきて友なる人ともに別るるもあるべき
なりとて船をこぎいでゆくに西風はげしく吹きて
船を吹やりぬるに行かたしらずあんさて一所にとまりぬ日は
かゆんてゆくに人やるけはいてるの年の度のみなすやう
なんといふ細ふかやうの物ふ吹もあるまもやられ吹て海ハ
船の中にさしも付も止るまもあるいふ物語を聞
人といきてうちはるの浦のたちさきにいくもはるある
たの浦まで漕ぎ入てうちはるの人工とのもとに家をしめ
もとめて年をちらのみてさけ日ふ波風なるすきる
竹原ちいはきくぬきふみつ船けをおそりとそ
年すきぬ年を暮るるかなとうたをなる

御しら[illegible]はきて[illegible]出家の[illegible]
けものなれとも[illegible]
のかれ[illegible]人[illegible]波のた[illegible]
文殊[illegible]の中には[illegible]人は[illegible]御[illegible]
あ[illegible]猫の[illegible]人[illegible]
[illegible]つくなく[illegible]酒[illegible]
韵の平吹風[illegible]
てつい[illegible]
あ[illegible]風[illegible]人[illegible]
[illegible]戎國の[illegible]
[illegible]あれ[illegible]恨[illegible]
青の[illegible]
船の[illegible]
[illegible]御し[illegible]

いさ[illegible]人[illegible]御[illegible]
戎國に入ぬ國の[illegible]白き[illegible]
[illegible]皆[illegible]
[illegible]白[illegible]
[illegible]人[illegible]日[illegible]
出[illegible]の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]月日[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]國[illegible]
又[illegible]人[illegible]

事かとなく古里のおもかけしきこえぬ世のつきせぬ
いとなむ世のいとなみ成行はかなさたとへていはゝ
ふるとりの再びはかなきもとゝ成ぬ夕ゝ
人の名のおもかはりしきおれしきのてあり
風とてふしくあやのしゝ五月みちしほをはこめ
海ちの行はるゝとなく新原はてあるんかたるく
はあしたのみなるかゝりのもとのみ
原はあるきたる海ふてい雲ふしておもはけ
おもはしく濱風音なしてしく月の出るとをさすふ
東とさんと秋夜の風いてい
えん田さのこゝはてこんゝ見たるふみ月はかくゝあ
神の石なてはまゝ上へき剣まへすかゝこやるはてあ
はきとおもへとなるはかゝ月はいんすかゝ世を

恨んかゝ誰うそなの葉の笹うちあとうへき者かなんい
見ぬ涙はまゝすすゝのゝおのかゝつきは言ゝ
てはかゝ月てゝ言せたゝれかゝなるのんゝ
はあてはゝらかゝのゝふあゝかゝ波人きの上はのく
濱連ふゝあるかゝ風ゝ漕かんはゝ是をかゝく風を
ゝみ吹もふんゝとえて波の孤きはゝてこゝ濱ゝ
もれゝめゝくあのゝゝとゝてまゝゝ不漕ゝのんいもゝ
おゝりあゝはゝはゝはゝこくゝゝゝ不ゝしぬふゝゝ漕ゝんゝ
ゝゝゝゝゝ白きはゝゝゝゝゝてこのてゝのゝんの積も
あゝ波ゝゝて波人の和ふゝるゝゝて降ゝゝのんゝゝ
ゝゝけゝゝゝゝ濱風ゝたゝゝゝ波のゝゝるくゝゝて五を
はゝあくゝゝかれゝゝゝゝ漕くゝゝゝはゝゝて五ゝ中ゝ遠
ゝゝゝ中ゝ白きはゝゝ波ゝゝはゝゝおゝてゝさけゝあゝゝゝ

もせいみくてゝて朝日のやうにまくはけ見えとえはしそてなるみる
ゆかし涙ならすして面とかし御とともにへたてしみすくにゆるへ八白
及いとこそや思ひんなとこ立あるうちいしなりゆる我すめやしうてといれさて
えうしつて大海ぬれ危入音を人へいまく庭ハ涙をわし波の思空
しくて成りゆきぬあまれかうかしきゆはてけるうきなみんれハ我友
小泉のなかしいとけなうて将に八ちあまりの春のゆきかみなる
人といんさきうかしくてきこ人はの思涙ゆるふんんかきしもの
なりけかれぬうてうんといかて朱の書て身ともとしはるゆゑそ
つくあるれなれハたゝぬれか白腰かかえりてれねと立てしなと
漕うなる手はちれかのおきいてしけさとをれと立しする
えう身
なりしくふうきを伝しうのまきうりなうんするみともさのむし
恋しも

元文未の年水无月さゝちれ夜たゝぬれかしるす
荷田在満

肥前山田仁右衛門紀事

山田仁右衛門長政は肥前国の産也山田仁右衛門の別邸と本国肥前の人也流浪して駿府に来り市人に交り初己を求て馬場町に商家に寄居すること十余年市中の産業を求て多く大志有て仕度を好て安からず任使すること兵術を学ぶこと好む市人逐逐の流るるを相親き友に流れ来るも孤独にして侯事を学ばれも心直実にして才智あり人を睦しむ人多睦しむ交りを厚くして家に我敵中古賀に十又年の内近異国南蛮通商自由なりけれ京大坂に良久長崎に居住して文禄羅東京東埔寨高土の外諸国へ渡り肥前長崎商船を調へ渡唐一年に毎年渡来せり商人交て二千家ばかり渡来我敵に外者に渡り文易をなす事を官に制禁而も異国に渡来の貨物を長崎に分給し国に商賈

すると事を免れ一の長家と貸物れと名付商売をし貸物元
の家延年延命の祈願を致す新左衛門友野世右衛門大里家源左衛門
肝助三郎多良左衛門出平左衛門儀左衛門右衛門
幸右衛門清左衛門屋田左衛門又市右衛門延和元年辛酉年
唐の高宗流徒罪右田次右衛門唐流しとなり付いの仕置
も得流海人交をぬきれと只流浪の外にて唐奉と書
たる志事なり此商家の人代用を勤めとてうけ
うを手伝ふ唐流人三人波を渡りせず仕置つて帰
先にて家を出船大海の道ふ流右田左衛門右田
下間新左衛門三人立ち国使の例の外夫ふ流大明
行しるし大湾還羅天竺の人民にて交易をなすを長崎
御奉行郎と上是皮印を除て流海と名付大湾流
異廻の海人とする付ふ流右田次右衛門三人長崎ふ

住を帰然に仕置大湾と止り酬ふ流の後清長崎ふ
ふ覚永の初流右田又渡海し大湾ふ流付大湾人告右田
きふた還羅国より書を付て右田倭国の商客来ふ還
羅ふ流ふて商貨交易の利多きを以て是ふ渡
国より渡て流すと右田院是を聞てやふ還羅
ふ流ふ人倭人の来ると長吏ふ告ふ国王の命
有て倭国人来ると王城ふ告て流二人を渡衛
一所ふ立て禁固ふ長吏告一国王
王城ふ告王城ふ流て長吏の来て澤中例ふ是也国人
国を立て護衛し澤彼ふ賓ふ日を流て王城ふ立る皮人
今ふて国王王城ふ立て一日ふ立て本国の産貨を献し
ふ人ふ王を祝す王を祝ふ流ふ宮中ふ入て王を拝ふ右
小ふ器を列一枚人の位官国ふ列り長流ふ厳重ふ王ふて

偖ゆゑ衣冠経氏貝をうつ寺す今にて日別れ旁に留守の族
庭を守りて三つ入りて逃き其る友人お成へ留守ゐて發来る
美をもちてより夜更て人帰りゆくを不波嬉しく出来り左太れ
者を逞けれ大田に有をまもりて情笑ふ三人帰りて是を
見れハ流三毛て日我ハ山田にはつ日の思ひつれの日に去人
我君と倶に我国を出て大悪をなし流浪し大清に至て渡け来
且る前来の日の此隣国無く半に起り國中に於て斯我陣を
つくらし隣人の国に在る者なくかくらし一浮の時を得る日本人の
加勢と歸し国民をかり浮し隣国の風俗且世界を分しお殺す
幸に勝利を得て軍功を立王貴にあらずと喜し我が店の安を幸
王浮く清の隣国を合て我頭要に渡る先に還り寺に得る旅根
らくは本の田中と還るかを於に大清に合せ得て隣商の皮を
此人幸を亦其に運て田本日のおもひ送り我名をもして本國へかへるか

且ハ日本の武名を多く人に申して我功を顕して寺く渡りて旅を文國威
要みれし日本の威風を少にもへらすんと生き寺の歓河なる是あらん
やと云ふ所しまりて三万石立て本座に平けし我等は出来りお行の
作業を致さす今や王の名をやめて常意を開くするれより
其の威風を切浦き賀して王田比し寺ラ先人かくれて旧日の者を
[illegible]
[illegible]
文國中を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

市中に老婆ありて日本の大志茶と呼ばるる人あり
嘆みもり琉國の商客はりて運羅に渡りて交易
利を得ること年久し寶永三年の丙寅の秋商客又波國に
山田の人四人王屬命して日本國に至り時に薩州の西住侯國
宮に靈德崇し神威盛なり世に稱ず郡縣の人行旅
幸して仰奉ること絶ることなし年毎に八月に
戦年一時利を得て夏と日本神德冥護あり
功を成らるる人や活る戦船を留り給馬に乘て神殿に
詣る人多し故に寺門に標題に文字高紙
沈に書し辛月吉日の暦号を以て国の名を記
すこと是年間氏深く清商に年の後神殿に掲て氏民
を見るべし年人に定額あるべきや又山田の新旅の
時の物を清商人と山田長政の物の故運羅

貨器と酒り是を以て賣買し或は唐物を以て賣永
十年の比長崎に運羅に渡る人と欲す仍運羅人の
来る清水山田に至る国王に反逆の者に毒害せらる
人多逆の流堂國中に乱に及ぶ国王に反逆の者に毒害せらる
やまと仕す山田波國に王すし時に中に於戰に敗北
すること常に王の飲食に毒を以て遂に又市鄙に
定住人と居し是を日本所と云大長崎に運羅人
住いの名有りと云
仁度庫運羅に至て唐商の序帳に入る
土産の物を清の漆器盆盃の類市中に於て売るもの
あり

琉大図書館
No.
年 月 日受入

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library